三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
榎坪上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県中津市本耶馬渓町跡田
字榎ケ坪　二二二番一二　一号及び三十
二〇九番　三号
二〇七番　六号及び七号
二〇五番地先道路敷　八号
二〇五番　十号
字小深田　十一号
一二二番二　二号
一二四番一　三号及び四号
一二五番　五号及び二十八号から三十号まで
一二八番　二十七号
一二一番一　三十一号及び三十二号
字西ノ薮　一三四番　九号、十二号、二十五号及び二十六号
一四二番一　十三号から十六号まで
一四二番二　十七号
一三六番　十八号から二十号まで
一三七番　二十一号から二十四号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成十九年国土交通省告示第五百二十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県大分市大字廣内
字尾崎　八〇四番　一号
字長尾　八七九番　二号及び三号
字峠　六九九番二　四号
七〇〇番一　五号
七〇一番　六号
七〇二番　七号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浜田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
大分県別府市大字浜脇
字穴守　一七五三番
一七五五番及び一七五六番
一七八一番から一七八四番まで
一七九七番
一八五八番及び一八五九番
一八六一番から一八六八番まで
一八六九番一から一八六九番三まで
一八七〇番から一八七六番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の浜田川の中心線から左右各岸二十二メートルまでの土地の区域（イに掲げる土地の区域並びに昭和五十年建設省告示第七十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
大分県別府市大字浜脇
字穴守　一七五三番　一号
一八七六番　二号
一七二一番一　四号
字笹川　一〇四二番二　三号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岳本川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
大分県由布市湯布院町川上
字鳥越　一二三九番
一二四四番一から一二四四番五まで
一二四四番七及び一二四四番八
一二四七番一及び一二四七番二
一二四八番一から一二四八番三まで
一二四九番から一二五二番まで
一二五四番から一二五六番まで
一二五八番一及び一二五八番二
一二七二番一七九及び一二七二番一八〇
一二七六番一四及び一二七六番一五
一二七六番二九
一二七六番三三
一二七六番四五
一二七六番四八
一二七六番五四
字文珠平　一三〇四番から一三〇八番まで
一三〇九番一及び一三〇九番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
大分県由布市湯布院町川上
字久保ヤ子　一三八番三　一号
一三九番三　二号
字文珠平　一三一〇番六　三号
一三一三番　四号
一三〇九番一　五号
一三〇九番二　六号
一三〇〇番　七号
字ヒノシリ　一三一四番一　八号
一三一五番　九号
一三一六番一　十号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和六十三年建設省告示第千九百七十四号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
大分県由布市湯布院町川上
字嶽本前平　一二七六番一四　一号及び四号
字重見　一二七二番三　二号及び三号
字重見
字嶽本前平
五　一二七六番一四及び一二七六番一
一二七六番二九
一二七六番三三
一二七六番四五
一二七六番四八
一二七六番五四
字文珠平　一三〇九番一及び一三〇九番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
大分県由布市湯布院町川上
字久保ヤ子　一三八番三　一号
一三九番三　二号
字文珠平　一三一〇番六　三号
一三一三番　四号
一三〇九番一　五号
一三〇九番二　六号
一三〇〇番　七号
字ヒノシリ　一三一四番一　八号
一三一五番　九号
一三一六番一　十号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和六十三年建設省告示第千九百七十四号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
大分県由布市湯布院町川上
字嶽本前平　一二七六番一四　一号及び四号
字重見　一二七二番三　二号及び三号

○国土交通省告示第七百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堀の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県高崎市中室田町
字碓原　一号
二号
三号から五号まで
六号
七号から九号まで
十号から十二号まで
十三号
十四号から十六号まで及び二十四号並びに二十五号
十七号
十八号及び十九号
二十号から二十三号まで
二十六号から二十八号まで
二十九号
三十号
三十一号
三十二号
三十三号から四十八号まで
四十九号
二四六七番
二四六六番
二四六三番一
字板橋
三八五四番二地先水路敷
三八五四番二
三八五五番二
三八五五番一
三八五四番一
三八五七番一